

ゴルフ会員権の会計処理 仕訳・分類 早見表

1. 事前判定（会員権の種類・名義・利用目的）

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	会員権が「預託金会員制」か「株主会員制」かを資料（契約書・会則等）で判定した - 基準・補足：預託金の預け入れ＝預託金会員制／株式取得＝株主会員制。
<input type="checkbox"/>	名義形態（法人会員・個人会員）と、法人会員制度の有無（無記名式の有無を含む）を確認した - 基準・補足：個人名義で取得している場合は「法人業務上必要」と証明できることが重要（税務上の取扱いに影響）。
<input type="checkbox"/>	利用目的が「交際・接待等の業務」か「特定役員・従業員の私的利用」かを整理した - 基準・補足：私的利用が主なら入会金等が給与扱いとなり得る。

2. 購入（取得）時の資産計上・勘定科目・消費税区分

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	会員権本体価額の勘定科目を、会員権の種類に合わせて選定した - 基準・補足：預託金会員制＝「投資その他の資産（ゴルフ会員権／会員権）」、株主会員制＝「投資有価証券」等。
<input type="checkbox"/>	入会金・名義書換料・事務手数料等（取得に付随する支出）を、原則として資産計上する方針で処理した - 基準・補足：取得のために要した金額として会員権等に含めて処理する整理。
<input type="checkbox"/>	（法人会員）入会金を資産計上したが、名義人が専ら私的利用する実態がないことを確認した - 基準・補足：専ら業務外利用と認められる場合は給与となり得る。
<input type="checkbox"/>	（個人会員で取得）法人負担とする場合、「法人の業務遂行上必要」を説明できる資料・稟議・取締役会議事録があることを確認した - 基準・補足：無記名式の法人会員制度がない等の事情が前提になり得る。
<input type="checkbox"/>	消費税の取扱いを、取得経路（会員権業者から購入／ゴルフクラブから直接取得）で判定した - 基準・補足：事業者が業者から購入＝課税仕入れ／クラブから直接取得＝（返還を要しない入会金等を除き）不課税取引。

3. 運用（利用）時：年会費・プレー代・飲食等の費用処理

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	年会費・プレー代・ロッカー代・接待飲食代など、利用の都度発生する支出を「費用」で処理した（資産計上していない） - 基準・補足：接待等の業務目的なら交際費として整理（社内規程の科目運用に従う）。
<input type="checkbox"/>	年会費等について、（消費税）課税仕入れに該当する支払として処理した - 基準・補足：事業者である会員権所有者が支払う年会費等は課税仕入れ。
<input type="checkbox"/>	私的利用が混在する場合、私的利用分を会社負担にしていない（または給与等として整理した） - 基準・補足：業務外利用の会社負担は給与扱いとなり得るため、按分根拠や精算ルールが必要。

4. 売却・預託金返還・脱退時：損益処理と消費税

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	会員権を第三者へ売却した場合、売却代金と資産計上額との差額を損益（売却損/益）計上した - 基準・補足：差額は「固定資産売却益／固定資産売却損」等（社内科目に従う）。
<input type="checkbox"/>	売却時に、取得時に資産計上した本体価額・入会金等を、帳簿価額として売却損益計算に含めた - 基準・補足：売却時は“経費化”ではなく、売却損益として処理する整理。
<input type="checkbox"/>	預託金会員制で据置期間経過後に預託金返還を受けた場合、入金を収益計上するのではなく、資産の回収として処理した - 基準・補足：返還は資産の譲渡に当たらず課税対象外となる整理。
<input type="checkbox"/>	(消費税) 会員権の譲渡と、預託金の返還（相殺等を含む）を混同していない - 基準・補足：預託金部分の相殺は課税対象とならない。
<input type="checkbox"/>	ゴルフクラブ脱退で入会金が返還されない場合、返還されない部分を脱退年度の損金（費用）として処理した - 基準・補足：資産計上した入会金は償却不可だが、返還不能が確定した年度で損金算入できる整理。
<input type="checkbox"/>	ゴルフ場会社の再生等で預託金がカットされた場合、そのカット分を貸倒損失等として扱う検討をした - 基準・補足：カット（回収不能）部分の性質に合わせて処理（証憑必須）。

5. 仕訳の体裁・証憑整合

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	取得時は「借方：会員権（または投資有価証券）／貸方：現金預金・未払金等」となることを確認した - 基準・補足：会員権は原則「資産」起点で仕訳が始まる。
<input type="checkbox"/>	売却時は「借方：現金預金等／貸方：会員権（帳簿価額）＋売却損益」の形で整合している - 基準・補足：損失が出る場合は売却損を計上して貸借一致させる。
<input type="checkbox"/>	各取引で、契約書・請求書・領収書・名義書換書類・入金明細の突合が完了している - 基準・補足：金額・日付・名義・取引相手が一致していること。

チェック漏れ防止のための注意事項

チェック	注意事項
<input type="checkbox"/>	会員権の種類（預託金会員制／株主会員制）を誤ると、勘定科目と税務処理が連鎖的に崩れるため、最初に確定させること。
<input type="checkbox"/>	個人名義・記名式の扱いは「専ら私的利用」かどうかで給与認定リスクがあるため、利用実態の記録を残すこと。
<input type="checkbox"/>	「会員権の売却」と「預託金の返還（相殺を含む）」は消費税・仕訳の性質が異なるため、取引の実態を証憑で切り分けること。
<input type="checkbox"/>	取得経路（業者から購入／クラブから直接取得）で消費税区分が変わり得るため、請求元を必ず確認すること。

ゴルフ会員権の勘定科目・分類（BS/PL）早見表

取引・費目	会員権のタイプ/状況	会計上の分類	勘定科目（例）	重要ポイント
会員権の本体価額（取得）	預託金会員制	BS（固定資産/投資その他の資産）	投資その他の資産（ゴルフ会員権/会員権）	取得は原則「資産計上」。
会員権の本体価額（取得）	株主会員制	BS（投資）	投資有価証券	会員権の性質が株式なら「投資有価証券」。
入会金・名義書換料・取扱手数料・事務手数料（取得時）	法人会員（通常）	BS（資産）	上記「会員権」等を含めて資産計上	入会金は資産計上が原則。償却不可。
入会金等（取得時）	記名式で“専ら私的利用”と認められる	PL（人件費）	給与/役員報酬	特定の役員・使用人の私的利用目的なら給与になり得る。
入会金等（取得時）	個人会員名義（法人が負担）	原則：給与/例外：資産	給与（原則）/会員権（例外）	原則は給与。ただし無記名制度がない等で「業務遂行上必要」と認められる場合、資産計上が認められ得る。
年会費・ロッカー料等（プレーに直接要しない）	入会金を資産計上している場合	PL（交際費）	交際費	年会費等は交際費扱い（入会金が資産の場合）。

ゴルフ会員権の勘定科目・分類（BS/PL）早見表

取引・費目	会員権のタイプ/状況	会計上の分類	勘定科目（例）	重要ポイント
プレー代・飲食代（接待等）	業務（接待・交際）	PL（交際費）	交際費	接待目的での利用は交際費として処理する整理が一般的。
売却代金（会員権の譲渡）	第三者へ売却	PL（損益）	固定資産売却益/損（または有価証券売却益/損）	帳簿価額との差額で売却損益を計上。
脱退して入会金が返還されない	返還不能が確定	PL（損金）	（損失として）会員権等を減額/除却	償却は不可だが、脱退して返還を受けられない部分は脱退事業年度の損金算入。
預託金の一部返還（預託金会員制）	一部返還を受けた	BS（取得価額の回収）	会員権等（資産）を減額	返還＝会員権取得価額を構成する預託金の一部回収 → 取得価額から減額（収益ではなく資産の減額）。

消費税の課税/不課税早見表

取引	条件	消費税の扱い
年会費等（ゴルフクラブへ支払）	会員権所有者が事業者	課税仕入れ
会員権の購入（会員権業者から）	業者から購入	課税仕入れ
会員権の直接取得（ゴルフクラブが発行→クラブから直接）	直接取得	原則として不課税
会員権の譲渡（売却）	株式/金銭債権の譲渡を含む	取引の実態に応じる
預託金の返還	返還そのもの	課税対象外
預託金部分の相殺	相殺で処理	課税対象外（代物弁済に当たらない）

※2026年2月時点の情報をもとに作成しています